

沖縄県健康づくり財団 SNS 運用ガイドライン

第1章 総則

第1条（目的）

本ガイドラインは、一般財団法人沖縄県健康づくり財団（以下、「当財団」という）が運営する SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、正確で有益な情報を社会に発信するとともに、個人情報の保護、法令遵守および施設の信用維持を目的とする。

第2条（対象）

このガイドラインは、当財団公式アカウントを運用する職員および、業務に関連して SNS に関与するすべての職員に適用する。

第2章 運用方針

第3条（運用目的）

当財団の SNS アカウントは以下を目的として運用する。

1. 健診・予防医療に関する啓発情報の提供
2. 健診実施スケジュール・予約情報の周知
3. 当財団が運営する運動施設・スパ・レストランに関する情報の周知
4. その他健康に関する有益な情報の周知
5. 地域住民との信頼関係の構築
6. 健診施設に関する正しい理解の促進

第4条（運用体制）

以下の体制のもと運用する

1. SNS 管理責任者を1名任命する。
2. 投稿は原則としてダブルチェック体制のもとで行う。
3. 緊急時対応および削除対応を含む権限は管理責任者に委ねる。

第3章 投稿ルール

第5条（投稿内容）

以下の内容を中心に発信する。

1. 季節性に応じた健診の案内
2. 当財団の運営に関する情報
3. 健康・予防に関する豆知識
4. イベント・キャンペーンの情報
5. 当財団からの公式連絡

第6条（禁止事項）

以下の内容は投稿してはならない。

1. 医療広告ガイドラインに反する内容
2. 受診者・職員等の個人情報（顔、名前、検査内容など）
3. 経験談・口コミ・ビフォーアフター等、誤認を与える表現
4. 過度な宣伝・誇大広告に該当する表現
5. 承認を得ていない第三者の知的財産権の侵害
6. 政治的・宗教的発言
7. 差別・中傷・炎上を招く恐れのある表現

第7条（画像・動画の使用）

1. 個人を特定できる被写体の撮影・掲載には事前に書面による同意を取得すること。
2. 撮影時には個人情報（カルテ・名前など）の写り込みに注意する。
3. 商用画像・素材を使用する際は、適切なライセンスを確認する。

第4章 コメント・問い合わせ対応

第8条（コメント・ダイレクトメール方針）

1. 原則として SNS 上での医療相談には応じない。
2. 不適切なコメント（誹謗中傷、個人情報を含む投稿など）は、削除または非表示とすることができる。
3. 原則としてダイレクトメール返信対応は行わない。

第9条（炎上・トラブル対応）

1. 不適切な投稿や外部からの批判を受けた場合は、速やかに管理責任者へ報告する。
2. 必要に応じて削除・謝罪・施設内通達を行う。

第5章 個人アカウントに関する留意事項

第10条（職員の私的 SNS 使用）

職員が私的アカウントを使用する場合でも、以下の点に留意すること。

1. 当財団の内部情報を不用意に投稿しないこと。
2. 健診受診者、職場環境に関する不適切な発言をしないこと。
3. 自身が当財団職員であると明言して発言する場合は、個人の見解であることを明示する。

第6章 その他

第11条（教育・研修）

SNS 運用に携わる者および職員に対して、定期的に SNS リテラシーおよびガイドライン研修を実施する。

第12条（見直し）

本ガイドラインは、法令の改正や社会状況の変化に応じて、適宜見直し・改訂を行う。